

座間市ゴルフ協会規約

2018 年度改訂版
座間市ゴルフ協会



第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、座間市ゴルフ協会（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を座間市栗原中央4-25-17に置く。

(目的)

第3条 本会は、座間市のアマチュアゴルフの健全な発展及び普及に勤め、もって市民の体位向上と交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) アマチュアゴルフに関する調査及び研究
- (2) ゴルフェチケット、ルール等の指導
- (3) 座間市市民大会などの競技会の開催。
- (4) 神奈川県ゴルフ協会、座間市体育協会などとの連携。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 座間市内に在住、在勤するアマチュア
- (2) ジュニア会員 座間市内に在住又は学籍を有する18歳未満のアマチュア
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し事業の推進を援助するために入会した個人又は法人

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込みを事務局に行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

- 第7条
- 1 会員になろうとするものは、総会において定めるところにより入会金を納めなければならない。ただし、次に規約が改定されるまでは、入会金を免除することとする。
 - 2 会員は総会において定めたところにより会費を納入しなければならない。

正 会 員	年会費	3,000 円（郵送での連絡を伴わないもの）
正 会 員 (Y)	年会費	3,500 円（郵送での連絡を伴うもの）
ジュニア会員	年会費	1,000 円
賛助会員	年会費	10,000 円
 - 3 会費は、1年毎に支払う年会費とし、その有効期間は本会の事業年度である4月1日から翌年3月31日とする。
 - 4 年会費改定は2019年度から適用する。

(退 会)

- 第8条
- 1 会員は退会しようとするときは、その旨を事務局に届けなければならない。
 - 2 会員が死亡、または解散したときは退会したとみなす。

(除名 ならびに 会員資格の停止)

- 第9条
- 1 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において4分の3以上の同意により、これを除名することができる。
 - (1) 会費を引き続き2年以上の納入しないとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は規約に反するような行為をしたとき
 - 2 前項第2項の規約により会員を除名しようとする時は除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会員が、自らの申し出により当分の間会員として活動できない場合は、「休会」扱いとし、再び申し出のあるまで、会員資格を停止する。会員資格の停止期間中は、他の団体からの問合せに対して、「退会」と同様の扱いとする。「休会」期間中の年会費は徴収しない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した入会金、会費その他拠出金は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第11条 1 本会に次の役員を置く。

顧問	若干名
会長	1名
副会長	3名以内
理事長	1名
副理事長	2名以内
理事	15名以内（常務理事を含む）
会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計を含む	
事務局長	1名
事務局	若干名
会計	1名
監事	2名以内

2 理事及び監事は総会にて選任する。

3 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、及び会計は理事の互選により定める。

(役員職務)

第12条 本会の役員職務は、次の各号に定める。

(1)会長は本会を代表して、会務を総理する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない時は指名された順序に従い代理し会長が欠けたときはその職務を行う。

(3)理事長は、会長の命を受けて理事会を総括する。

(4)副理事長は、理事長を補佐し、理事長が職務を遂行できない時は、理事長の指名する順序に従い代理する。

(5)常務理事は、理事長、副理事長補佐し、本会の常務を分掌する。

(6)理事は、理事会を構成し、本会の事務を執行する。

(7)事務局長は、理事長の命に従い本会の事務を執行する。

(8)監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第13条 1 役員任期は2年とする。但し補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再選されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 1 役員が次に各号のいずれかに該当するときは、総会の正会員において4分の3以上の同意によりこれを解任する。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認めるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 第9条第2項目の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において同条第2項中「前項2項」とあるのは、「第14条第1項」と「会員」とあるのは「役員」と「除名」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第15条 本会は、理事長が必要と認めた場合は専門委員会を設けることができる。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

(1)事務局には事務局長を置く。

(2)事務局及び職員に関する事項は、理事長が定める。

第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第17条 1 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 前項に定めるものの他、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第5章 総会

(総会の構成等)

- 第18条 1 総会は正会員をもって構成する。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の機能)

第19条 総会は、この規約に別に定めるもののほか本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第20条-1 通常総会は、毎年度の開始日から2ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき
(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

- 第21条 1 総会は会長が招集する。
2 総会を招集する場合は、正会員に対し会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して開会の7日前までに文書等をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第23条 総会は正会員の出席をもって開催し、特に定足数は設けない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人に表決をもって委任することができる。この場合において前2条の規定の運用については、出席した正会員とみなす。

(総会の議事録)

- 第26条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の日時及び場所
(2) 正会員の現在数
(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
(4) 議決事項
(5) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は理事を持って構成する。

(理事会の機能)

- 第28条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか次の事項について議決する。
(1) 総会の表決した事項の執行に関すること
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会に要しない本会の事務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は、理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があった時に開催する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は理事長が招集する。理事会を招集するには理事に対し会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示して、開催の7日まえまでに、文書等を持って通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(理事会における書面表決)

第34条 やむを得ない理由のため理事会に出席することが出来ない理事は、あらかじめ、通知された事項について書面等をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の運用については、出席した理事とみなす。

(理事以外の出席)

第35条 監事、専門委員も理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 資産、事業計画

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事長が事務局長に命じて管理し、その方法は理事会を経て定める。

(事業年度)

第38条 本会の事業は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画と収支予算)

第39条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第40条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書・収支決算書等を作成し、監事の監査を経てその年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第8章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において出席者正会員の過半数の同意がなければ変更することが出来ない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 1 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
2 解散のときに有する残余財産は、座間市に寄贈する。